

特記仕様書

工 事 名 西4丁目6号線舗装工事
工事施工箇所 南秋田郡大瀧村西4丁目
工 期 着工 平成22年10月20日
完了 平成23年 3月18日

1. 土木工事共通仕様書の適用

本工事に当っては、「秋田県土木工事共通仕様書 平成22年4月1日以降適用」に基づき実施しなければならない。

2. 土木工事共通仕様書に対する特記事項

土木工事共通仕様書に対する特記次項は、次のとおりとする。

3. 施工計画書

1) 土木工事共通仕様書に従い施工計画書を提出すること。

4. 一般事項

1) 工事打合わせ

別に定める日並びに監督員又は請負者が必要認める日に打合わせを行う。この際の協議確認した事項は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

5. 工事用材料

1) 日本工業規格（以下「JIS」という。）製品以外の材料については、仕様書に基づき、構造計算書、詳細図、及び、製品の試験方法を記載した書面を提出して承諾を得なければならない。

2) 材料の仕様は次のとおりである。

(1) セメントコンクリート二次製品

ア) 落蓋式U型側溝 B400*H500*L2000(400B)3種

落蓋式U型側溝 B600*H600*L2000 3種

鉄筋コンクリートU型側溝 600型

落蓋式側溝蓋 400用 3種 L=0.5m/枚

落蓋式側溝蓋 600用 3種 L=0.5m/枚

防音用ゴム（サイレントゴム）幅30mm厚さ1.5mm 両面テープ付

イ) 遠心力鉄筋コンクリート管 HPφ500mm L=2.43m/本

ウ) ベンチボックス(500型) T-20t L=2.0m/本

エ) プレキャスト集水桝(SM-B800-H1000) T-25t

オ) 1号マンホール直壁 t=300

カ) 調整リング t=100, t=150

(2) 合成樹脂製品類

ア) ゴム輪受口片受直管 φ150 L=4.0m/本

イ) プレーンエンド直管 φ150 L=4.0m/本

プレーンエンド直管 φ200 L=4.0m/本

- エ) 汚水桝 φ200
- オ) 塩ビ製蓋 φ200
- カ) 60°自在曲管 φ150
60°自在支管 φ150
接着受口ソケット
- キ) 視線誘導標 デリネター土中用 フリス△両面 89φ×77φ×1550

(3) 鉄鋼製品類

- ア) グレーチング蓋 落U-400用 T-25
グレーチング桝蓋 800×80 T-25
- イ) マンホール用足掛金物 B=300
- ウ) 調整金具 25mmまで, 45mmまで
- エ) 鉄蓋 φ200 T-14

(4) 道路工事用材料

- ア) アスファルトコンクリートの材料は、舗装施工便覧（平成18年版（社）日本道路協会）に基づく材質のものであって、材料試験成績書を提出して監督員の承諾を得なければならない。
- イ) 車道表層工は、再生②密粒度アスファルトコンクリート(13)t=3cm, (20)t=4cmとする。
現道拡幅及び舗装復旧部分については再生⑤密粒度アスファルトコンクリート(13F)t=4cmとする。
- ウ) 上層路盤材は、粒度調整碎石M-40で修正CBR80以上、PI4以下のものとしてt=10cmとし、材料試験成績書を提出して監督員の承諾を得なければならない。
- エ) 下層路盤材は、再生クラッシャーランRC-40で修正CBR20以上、PI6以下のものとしてt=10cmとし材料試験成績書を提出して監督員の承諾を得なければならない。

(5) レイミストコンクリート

(JIS A 5308またはこれに準ずる品質を有するもの)

種 別	呼び強度	スランプ°	粗骨材の 最大寸法	セメントの 種 類	摘 要
無筋コンクリート	$\sigma_{28}=18\text{N/mm}^2$	8cm	40mm	N	スランプ°許容 差 $8\pm 2.5\text{cm}$
基礎コンクリート	$\sigma_{28}=18\text{N/mm}^2$			N	

- (6) 共通仕様書 I-19条 2項において、使用にあたって事前に確認を受ける材料は次のとおりとする。

ア) 基礎砂利類

- 基礎碎石・・・再生クラッシャーラン RC-80
- 埋戻・・・良質土（現地土若しくは山砂）

7. 舗装工事

- 1) 路肩部は、極力粘性土等で築立すること。粘性土の材質については監督員の承諾を受けること。
- 2) 舗装施工時は、交通解放も含めて監督員と協議して施工のこと。

8. 水路工事

- 1) 落蓋式U型側溝600×600への蓋版設置は、工場への出入り口部分へ設置するものとする。出入り口が確定していない場合は監督員と協議の上決定すること。

9. 下水取付管工事

- 1) 取付管の設置位置は監督員と協議のうえ設置すること。

10. 撤去工事等

- 1) 舗装殻、コンクリート殻は建設副産物として適切に処理すること。
本設計では、運搬処理場所については秋田31として計上しているが、施工の際は監督員と協議のうえ決定すること。